

# 第 172 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和元年 11 月 8 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第172回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和元年11月8日(金) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和元年11月8日(金) 午後2時20分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

### 4. 出席委員(14人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理

委員	2番 川守田 雄一	3番 赤石 敏文
	4番 佐々木 一雄	5番 梅内 勝治
	6番 坂本 重悦	7番 山田 憲幸
	8番 三浦 恵美子	11番 滝田 信彦
	12番 蹴揚 福男	13番 河守田 雄一
	14番 石橋 薫	15番 松村 民夫
	16番 堀内 重男	

### 5. 欠席委員(2人)

欠席者 1番 工藤 信仁 10番 坂本 誠治

### 6. 会議書記

事務局長 夏堀 勝徳

主幹 小田原 孝治

総括主査 佐藤 弓孔

### 7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 報告第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第6 議案第32号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立    ・礼    ・直れ</p> <p>農業委員憲章の唱和を行います。</p> <p>8番 三浦 恵美子 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第172回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
議 長	<p>本日の欠席委員は <u>2</u> 名です。</p> <p>出席委員は16名中 <u>14</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第172回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2時 6分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>2番 川守田 雄一 委員</p> <p>3番 赤石 敏文 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p>
議 長	<p>朗読は省略します。</p>

議 長	<p>次に、日程第4 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第30号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>石橋 薫 調査員</p>
石橋調査員	<p>14番 石橋から説明いたします。</p> <p>去る11月1日、工藤 信仁 委員と南部分庁舎において、議案第30号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第30号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番及び番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号は該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第30号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第31号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、24件です。</p>

小田原主幹	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,950 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,417 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,576 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 6 番から番号 7 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田・樹園地、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 9 番から番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は田、期間は 20 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 12 番から番号 13 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 14 番から番号 21 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は田、期間は 7 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 23 番から番号 24 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 31 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、日程第 6 議案第 32 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 32 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 21 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は</p>

<p>小田原主 幹</p>	<p>養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,950円です。 番号2番の利用目的は畑、期間は10年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,417円です。 番号3番の利用目的は畑、期間は10年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,576円です。 番号4番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号5番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号6番の利用目的は田・樹園地、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号7番から番号8番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号9番の利用目的は田、期間は20年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号10番から番号11番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号12番から番号18番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号19番の利用目的は田、期間は7年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号20番から番号21番の利用目的は田、期間は10年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第32号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第32号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、承認することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第172回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2時20分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 11 月 8 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員